

滝沢市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

1 改正の趣旨

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）が令和2年11月27日に施行されたことにより、所要の改正を行うもの。

法律改正により、「地域公共交通網形成計画」が「地域公共交通計画」と改められ、今後地域交通に関するマスタープランとして策定する計画は「地域公共交通計画」となる。現在の「地域公共交通網形成計画」は「地域公共交通計画」とみなされることとなっている。

また今後、次期計画策定に係る費用や利用促進事業に係る費用に対する補助金等を国に申請する際、交付対象が「滝沢市地域公共交通会議」となることがあるため、会議に会計管理等必要な体制を整えることから、関係する条文の整備を行うもの。

2 改正内容

- (1) 字句の修正（第1条及び第2条関係）
- (2) 会議の非公開について定める。（第6条関係）
- (3) 事務局について定める。（第10条関係）
- (4) 監事について定める。（第11条関係）
- (5) 経費の負担について定める。（第12条関係）
- (6) 財務に関する事項について定める。（第13条関係）
- (7) 交通会議が解散した場合の措置について定める。（第14条関係）
- (8) その他所要の改正（第15条関係）

3 施行期日等

告示日から施行する。（年度内に施行予定）

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正について

現在、多くの地域で人口減少の本格化に伴い、バスをはじめとする公共交通サービスの縮小や経営の悪化、運転手不足の深刻化などにより地域の公共交通の維持・確保が難しくなっています。他方、高齢者の運転免許の返納が年々増加している等、受け皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題になっている。

このような状況を踏まえ、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画（地域公共交通計画）を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すため、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年11月27日に施行された。（国土交通省ホームページ 抜粋）

○滝沢市地域公共交通会議設置要綱

平成22年12月27日

告示第216号

改正 平成25年12月13日告示第176号

平成27年3月13日告示第33号

平成28年11月11日告示第145号

注 平成27年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 滝沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通計画地域公共交通網形成計画**（以下「**交通計画形成計画**」という。）の作成に関する協議及び**交通計画形成計画**の実施に関する**協議に係る連絡調整**を行うため設置する。

(平27告示33・一部改正)

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) **交通計画形成計画**の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) **交通計画形成計画**の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) **交通計画形成計画**に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(平27告示33・一部改正)

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表から推薦された者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表から推薦された者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国及び県の関係行政機関の職員

- (6) 鉄道事業者から推薦された者
- (7) 道路管理者又は道路管理者が指定する者
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認める者

(平 2 8 告示 1 4 5 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は互選により選出し、副会長は構成員の中から、会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 会議の議事録は、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を持ってこれに代えることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第 7 条 軽微な変更に関する事項については、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第 8 条 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第 9 条 第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交

通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局庶務)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。~~庶務は、公共交通担当課において処理する。~~

2 事務局は、公共交通担当課内に置く。

3 事務局長は、前項に規定する課の課長をもって充て、事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第11条 交通会議に監事2人を置く。

2 監事は、委員の中から会長が指名する。

3 監事は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する費用は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 ~~第11条~~ この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年2月1日から施行する。

(滝沢村公共交通推進委員会設置要綱の廃止)

2 滝沢村公共交通推進委員会設置要綱(平成15年滝沢村告示第6号)は、廃止する。

附 則(平成25年12月13日告示第176号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日告示第33号)

この告示は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 11 日告示第 145 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。

（任期の特例）

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する改正後の第 3 条第 6 号及び第 7 号に規定する委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 16 日までとする。

○滝沢市地域公共交通会議設置要綱

平成22年12月27日

告示第216号

改正 平成25年12月13日告示第176号

平成27年3月13日告示第33号

平成28年11月11日告示第145号

注 平成27年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 滝沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に関する協議を行うため設置する。

(平27告示33・一部改正)

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(平27告示33・一部改正)

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表から推薦された者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表から推薦された者
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 国及び県の関係行政機関の職員

- (6) 鉄道事業者から推薦された者
- (7) 道路管理者又は道路管理者が指定する者
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認める者

(平 2 8 告示 1 4 5 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は互選により選出し、副会長は構成員の中から、会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 会議の議事録は、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要を持ってこれに代えることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第 7 条 軽微な変更に関する事項については、会長は、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第 8 条 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第 9 条 第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交

通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、公共交通担当課内に置く。

- 3 事務局長は、前項に規定する課の課長をもって充て、事務局員は、事務局長が指名する者をもって充てる。

- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第11条 交通会議に監事2人を置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。

- 3 監事は、交通会議の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する費用は、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年2月1日から施行する。

(滝沢村公共交通推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 滝沢村公共交通推進委員会設置要綱（平成15年滝沢村告示第6号）は、廃止する。

附 則（平成25年12月13日告示第176号抄）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日告示第33号）

この告示は、平成27年3月13日から施行する。

附 則（平成28年11月11日告示第145号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年11月11日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する改正後の第3条第6号及び第7号に規定する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月16日までとする。